

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

① 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
 - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、お住まいの市町村にご確認ください。
- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
 - さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。**
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

※ 待機児童解消の実現に向けては、「子育て安心プラン」に基づき、女性就業率80%に対応できる保育の受け皿(2018年度～2020年度末までに約32万人分)の整備を進めます。また、保育士等の処遇改善にも適切に取り組んでいます。

② 幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

③ 認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

④ 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求められております。

問い合わせ先：浦安市健康こども部保育幼稚園課

TEL:047-351-1111

MAIL: hoyou@city.urayasu.lg.jp

幼児教育・保育無償化の制度概要について

浦安版

対象：3～5歳、0～2歳の住民税非課税世帯

施設類型 保護者 類型	保育所・幼稚園・認定こども園 (施設型給付費・地域型保育給付費)	幼稚園等+預かり保育 +認可外保育施設	認可外保育施設等	企業主導型 保育事業	障がい児の 発達支援																
保育の必要性の認定を受けている人 (市に認定申請を行い、認定通知が発行される)	① 認可保育園 幼保連携型保育園 市立認定こども園(2号) 保育ママ 小規模保育所 <table border="1"> <tr> <td>保育料</td> <td>無料 (保護者の支払いなし)</td> </tr> <tr> <td>給付方法</td> <td>「公定価格」と呼ばれる運営費を、施設に対し給付</td> </tr> </table>	保育料	無料 (保護者の支払いなし)	給付方法	「公定価格」と呼ばれる運営費を、施設に対し給付	③ 認可外保育施設 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ファミリーサポートセンター 複数の施設(事業)を利用可能 ② 預かり保育 預かり保育の提供時間が8時間(教育時間含む)、または年間開所日数が200日未満の場合、上記も対象 <table border="1"> <tr> <td>利用料</td> <td>合算して月額 11,300 円を上限に無償化</td> </tr> <tr> <td>給付方法</td> <td>保護者が支払った利用料について、市から保護者に対し上限額まで給付</td> </tr> </table>	利用料	合算して月額 11,300 円を上限に無償化	給付方法	保護者が支払った利用料について、市から保護者に対し上限額まで給付	③ 認可外保育施設 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ファミリーサポートセンター 複数の施設(事業)を利用可能 <table border="1"> <tr> <td>利用料</td> <td>合算して月額3～5歳は37,000円、0～2歳は42,000円を上限に無償化</td> </tr> <tr> <td>給付方法</td> <td>保護者が支払った利用料について、市から保護者に対し上限額まで給付</td> </tr> </table>	利用料	合算して月額3～5歳は37,000円、0～2歳は42,000円を上限に無償化	給付方法	保護者が支払った利用料について、市から保護者に対し上限額まで給付	① 企業主導型 保育事業 <table border="1"> <tr> <td>利用料</td> <td>事業主拠出金によって、標準的な利用料が無料</td> </tr> </table> ※保育の必要性の確認は、主に実施企業が行う。	利用料	事業主拠出金によって、標準的な利用料が無料	④ 児童発達支援 保育所等訪問支援 <table border="1"> <tr> <td>利用料</td> <td>無料 (保護者の支払いなし)</td> </tr> </table> ※左のいずれの施設と併用した場合も無料	利用料	無料 (保護者の支払いなし)
	保育料	無料 (保護者の支払いなし)																			
給付方法	「公定価格」と呼ばれる運営費を、施設に対し給付																				
利用料	合算して月額 11,300 円を上限に無償化																				
給付方法	保護者が支払った利用料について、市から保護者に対し上限額まで給付																				
利用料	合算して月額3～5歳は37,000円、0～2歳は42,000円を上限に無償化																				
給付方法	保護者が支払った利用料について、市から保護者に対し上限額まで給付																				
利用料	事業主拠出金によって、標準的な利用料が無料																				
利用料	無料 (保護者の支払いなし)																				
保育の必要性のない人	① 市立幼稚園 市立認定こども園(1号) <table border="1"> <tr> <td>授業料</td> <td>無料 (保護者の支払いなし)</td> </tr> <tr> <td>給付方法</td> <td>「公定価格」と呼ばれる運営費を、施設に対し給付</td> </tr> </table>	授業料	無料 (保護者の支払いなし)	給付方法	「公定価格」と呼ばれる運営費を、施設に対し給付	① 私立幼稚園 保育の必要性がある場合、更に預かり保育も無償化の対象となる <table border="1"> <tr> <td>利用料 入園料</td> <td>25,700円を上限に無償化 ※転出入の場合、日割り計算あり</td> </tr> <tr> <td>給付方法</td> <td>保護者が支払った利用料について、市から保護者に対し上限額まで給付</td> </tr> </table> ※「私立幼稚園運営費等補助金」及び「私立幼稚園就園奨励費補助金」は本年10月1日以降廃止	利用料 入園料	25,700円を上限に無償化 ※転出入の場合、日割り計算あり	給付方法	保護者が支払った利用料について、市から保護者に対し上限額まで給付	※無償化対象外 認可外保育施設 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ファミリーサポートセンター <table border="1"> <tr> <td>利用料</td> <td>これまでどおりの支払い</td> </tr> </table>	利用料	これまでどおりの支払い								
授業料	無料 (保護者の支払いなし)																				
給付方法	「公定価格」と呼ばれる運営費を、施設に対し給付																				
利用料 入園料	25,700円を上限に無償化 ※転出入の場合、日割り計算あり																				
給付方法	保護者が支払った利用料について、市から保護者に対し上限額まで給付																				
利用料	これまでどおりの支払い																				